

# 住まいる事業補助金

## 補助条件＜共通事項＞

- 1 市内の住宅販売者又は施工業者※と契約した場合が対象となります。  
※本補助制度の「市内の住宅販売者または施工業者」とは・・・  
(1) 市内に本社、事業所を有する法人または市内に住民票がある個人事業者  
(2) 上記(1)の事業者に事業の一部を下請負させる事業者
- 2 既に所有権保存登記が完了された建物は対象となりません。ただし、補助金制度周知期間のため、令和6年4月1日以降に所有権保存登記が完了し、5月31日までに交付申請書を提出されたものは、対象となります。
- 3 令和7年3月31日までに工事が完了し、実績報告書が提出できないものは対象となりません。
- 4 補助金は、予算の範囲内で交付いたします。

## 補助事業メニュー

市民向け

### 市民子育て住宅取得事業

上限  
20万円

令和6年1月1日時点で東近江市に住民票があり、0歳から中学校修了前の子どもがいる世帯が住宅を取得される場合に、取得費の一部を補助します。(申請者の年齢要件があります。)

※補助率：補助対象経費の5分の1

対象者

- \* 令和6年1月1日時点で東近江市内に住民票がある者
- \* 令和6年1月1日時点で40歳未満である者(昭和59年1月2日以降生まれの者)
- \* 交付申請時において、中学校修了前の子どもがあり、補助金の交付対象となる住宅に引き続き同居する世帯
- \* 交付申請時に市町村税を完納している者
- \* 交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する者

移住者向け

### Uターン者住宅取得事業

上限  
20万円

東近江市外から転入される世帯で、過去に東近江市内に居住または父母もしくは祖父母が東近江市内に居住している世帯が、住宅を取得される場合に取得費の一部を補助します。

※補助率：補助対象経費の5分の1

対象者

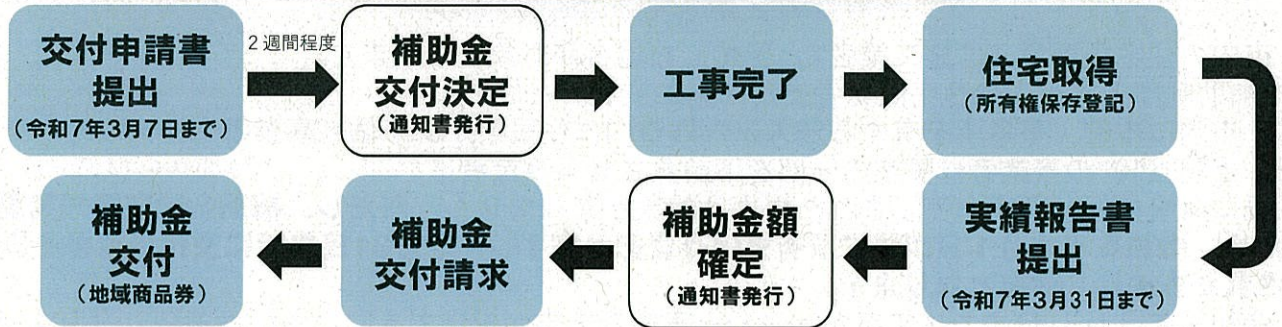
- \* 令和6年1月1日時点で東近江市外に住民票がある者
- \* 過去に東近江市内に居住または父母もしくは祖父母(義父母、義祖父母も可)が令和6年1月1日時点で市内に住民票があり、引き続き市内に居住している者
- \* 交付申請時に市町村税を完納していること
- \* 交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有すること



## 制度の目的

人口減少対策の取組の一つとして、市民の定住を推進するとともに市外からの移住者を増やし、人口の維持や地域活性化を図ることを目的としています。

## 補助金交付の流れ



### 【注意事項】

- ① 交付申請書は、住宅取得(所有権保存登記完了)までに住宅課に提出してください。住宅取得後の交付申請書は受付できません。また、交付申請書の受付は令和7年3月7日(金)までとなります。
- ② 交付申請書、実績報告書等に添付する必要書類については、住宅課までお問い合わせください。
- ③ 実績報告書は、所有権保存登記が受付されてから起算して2箇月以内の日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- ④ 補助金は、市が発行する地域商品券で交付します。

## Q&A

- Q1 申請者は、補助対象住宅に住む者であれば誰でも可能ですか。  
A1 申請者は、補助対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方に限ります。
- Q2 工事は完了していますが、令和7年3月31日までに補助金申請に必要な書類を提出することができなくなりました。補助金は交付されますか。  
A2 期限までに必要書類が提出できない場合は、補助金は交付できません。
- <市民子育て住宅取得事業について>
- Q3 第一子の出産予定です。対象にはなりませんか。  
A3 令和7年3月31日までに出生され、かつ住民票を含めた必要書類の提出ができれば対象となります。
- <Uターン者住宅取得事業について>
- Q4 補助対象住宅へ住民票を移す前に、一旦東近江市内の実家またはアパート等に住民票を移そうと考えていますが、要件を満たしますか。  
A4 住宅取得のため、令和6年1月2日以降、一時的に市内に転入し、実績報告の提出までに補助金の交付対象住宅に転居し住民票を置く場合は対象となります。
- Q5 過去に東近江市内に居住していたという証明は、どのようなものがありますか。  
A5 現在の住民票(前住所地欄で確認できる場合)、住民票の除票(東近江市にて発行。5年以上前に転出している場合は発行できないこともあります。)、戸籍の附票(本籍地にて発行されます。相当期間経過していると記載されないことがあります。)、過去に東近江市のアパートに居住していた時の契約書の控え等が該当します。

## お申込み・お問合せ

東近江市 都市整備部 住宅課 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く  
〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
TEL: 0748-24-5652 (直通) 0748-24-1234 (代表)  
IP: 050-5801-5652  
FAX: 0748-24-5578  
メール: jyutaku@city.higashiomi.lg.jp